

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.26

# 静岡県弁護士会通信

発行 2023年 冬号



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

## 独りで悩まないで！！・・災害相談の取組

弁護士 諏訪部 史 人



台風15号の被害は県内中西部の広範囲にわたり、県内の被災家屋は約1万棟、そのうち半数が静岡市と報告されています。

弁護士会は、9月28日から電話相談を始め、10月3日から、県内の司法書士、建築士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの士業団体と連携し、また全国の弁護士の応援をいただきながら、静岡市内を中心に各所で相談会を開催し、相談件数はまもなく合計で1100件となります。最も多いご相談は、まず何をしたらよいか、今後どうしたらよいか、どんな支援制度が使えるか、といった生活再建に関するものです。

市街地にある被災地にうかがうと、土石流が一気に流れ下った被災現場と異なり、住宅はそのまま建っているために、遠目からは被災地とわからないことがあります。しかし、床上まで水に浸かったお宅に何うと、床板の表面が剥がれ、継ぎ目も膨らんで盛り上がり、亀裂が走って波打っている、室内の各扉も閉まらず、システムキッチンの底板も含水して波打っているなど、被害の爪痕を容易に目にします。

そして、室内の内壁にも黒カビが発生し、臭いも消えない現場にも臨場させていただきました。

被災前の日常生活に戻るために、災害対応の専門家の方々からは、本当は床板を上げ、床下の泥を清掃し、内壁をはずし、断熱材を取り払って、床下も壁の後ろもよく乾燥させること、そして消毒をして、修繕に入ることが必要だと説明を受けます。

ただ、修繕のために見積をとると、何百万円、時には1000万円以上の費用がかかると見積られることも多く、途方に暮れている多くの方々がおられます。

また、賃貸住宅の1階にお住まいになっておられた、

身寄りのない、御高齢の方が、行き場を失い、湿った住宅の床にマットレスを敷いて寝ていたという現場にも行き当たりました。

確かに、公的な支援は、必要な費用をまかなうには決して十分とは言えません。また、希望にかなう代わりの住宅がすぐに見つかるとは限りません。

それでも、各種の支援制度の中には、人や状況によっては、生活再建の大きな柱となり得るものもたくさんあります。しかし、情報が十分に届いているとは言い難く、被災された方から申請をしなければ何も受けられない仕組みになっています。

私達は、どのような支援制度があって、どのような手続で申請をする必要があるのか、あるいは、生活再建のためにどの制度を利用したらよいか、情報を提供させていただきながら、できる限り一緒に考えさせていただきたいと思っております。必要であれば、申請の窓口にも同行させていただきます。明日は我が身です。

私達は、今後も会一丸となって、台風15号や昨年の熱海の土石流災害で被災された方の支援を続けて参ります。独りで悩まず、何度でも御相談ください。



Shizuoka Bar Association

# 民事裁判のIT化について

静岡県弁護士会 民事裁判手続のIT化PT



## 第1 はじめに

2022年5月25日、民事裁判のIT化に関し、民事訴訟法が改正され、公布されました(以下「改正法」といいます。)。改正法は、順次施行されていき、全ての内容が施行されるのは、公布から4年以内とされております。したがって、2026年5月25日までは、改正法の全ての内容が施行されるということになります。

では、具体的にはどのようなことが改正されたのでしょうか。

大きく分けて3つの内容が、規定されました。

- 1 ITを使った書類の提出
- 2 ITを使った裁判期日の実施
- 3 ITを使った事件記録の管理



## 第2 ITを使った書類の提出

### 1 これまでは大量の紙が必要

まず、「ITを使った書類の提出」についてご説明申し上げます。

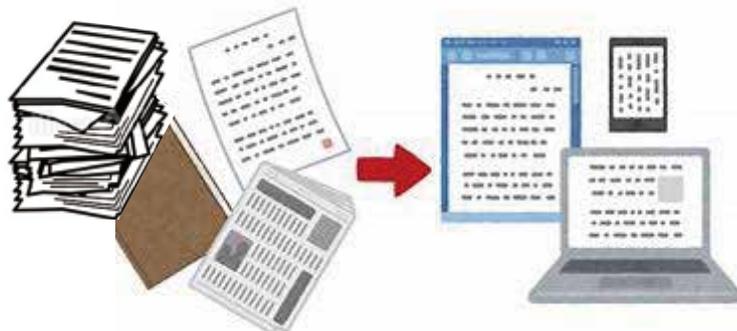
これまでの裁判は、訴状や証拠資料を、紙に印刷し、裁判所に提出することが原則です。確かに、現在でも、一部の書類については、FAXの利用が認められています。しかし、FAXする以上、一度紙に印刷することが多いです。また、書類があまりに大量になった場合には、FAXを使わず、郵送することもあります。

このように、これまでの裁判では、紙を多く利用していました。

### 2 改正法により紙を使う場面が激減する見込み

しかし、改正法が施行されれば、ITを使って裁判を起こしたり、裁判に参加したりすることができるようになります。つまり、インターネットを通じて、書類を裁判所に送れるようになるのです。

今後、最高裁判所が、ITを使って裁判を



起こせるシステムを開発するということです。クラウドサービスに、書類のデータをアップロードする感覚で、書類を裁判所に送るような形になると予想されます。

### 3 「ITを使った書類の提出」によるメリット

紙をほとんど使わなくなることにより、まず、紙代が節約できます。また、紙を使わないということ、省資源ということにもなるでしょう。

さらに、紙を使うことが激減すると、郵便を使う場面も激減します。これにより、郵便代も節約できます。もちろん、ITを使うことにより、インターネット通信料は別途かかります。しかし、インターネット通信料が、定額制をご利用の方も多いと思われます。したがって、「ITを使った書類の提出」により、別途負担が増える方は多くないと思います。

ITを使った書類の提出に関するご説明は以上です。



## 第3 ITを使った裁判期日の実施

### 1 裁判所に移動する必要がなくなる

民事裁判では、書類を裁判所に提出するだけではなく、裁判期日が1~2か月に1回、開催されます。裁判期日とは、原告や被告、裁判官や書記官が出席する会議であり、例えば、その裁判の争点が何かを確認し、これから原告と被告がどのような書類を提出していくかを議論したり、証人を出廷させて尋問を行って事実を調査したり、ときには原告と被告が譲り合って円満に解決することを話し合ったりします。

長らく、裁判期日は、原告と被告が裁判所

に移動し、全員の顔を見て開催するのが、原則とされてきました。例外的に、遠方在住の場合など事情があるときに限り、原告と被告のどちらか一方だけ、電話による参加が認められていました。

しかし、2020年以後、公開法廷を使わず会議室で行われる、短時間・非公開の裁判期日については、マイクロソフト Teams のウェブ会議を活用して、原告と被告の両方が裁判所に移動せず、顔を見ながら裁判期日に出席する運用が広まりました。

そして、改正法により、更に一歩進んで、公開法廷における証人尋問などの裁判期日も、オンラインで実施できるようになる見込みです。どのようなシステムでこれが実現されるかはまだ不明で、使い勝手も未知数ですが、民事裁判における移動コストの大幅な節約が期待されます。

## 2 民事裁判の期間短縮に向けた取り組み

また、ITとは必ずしも関連しませんが、改正法では、長くても7か月程度の期間内に裁判所が必ず判決を下す、通称「ファスト・トラック」という審理方法が創設されました。

「ファスト・トラック」は、原告と被告の双方が希望する場合に限り、利用される審理方法であり、全ての裁判が拙速に進められるという心配は無用です。この制度の創設により、2年、3年と長期にわたることがある民事裁判の、所要期間の短縮を実現できるかどうか、注目されています。

## 静岡県弁護士会の新しいマスコットキャラクターの紹介



©2022 静岡県弁護士会

特徴

- ・静岡県弁護士会のPRを使命として誕生したネコで、名前はまだありません。
- ・静岡県弁護士会が掲げるモットーである、「弁護士をもっと身近な存在に」、のイメージを体現すべく、性格はもちろん、しっぽや手のひらにも優しいハートを備えています。
- ・静岡県の弁護士であることの価値が、県民の皆さまに広く届けられますよう、県の特産であるお茶の緑色とみかんのオレンジ色を随所に取り入れ、静岡県の中での存在であることを表現しています。
- ・大人から子どもの方まで、皆さまに愛していただけるような愛らしさが最大の特徴です。



## 第4 ITを使った事件記録の管理

### 1 裁判所もデータで記録を保存する

ITを使って（データで）書類が提出され、ITを使って裁判期日が進められることを受けて、裁判所もITを使って事件の記録を保存することになります。

これまでは大量の書類が裁判所に保管されるなどしていましたが、データで提出された書類は、そのままデータで保存されることになります。裁判所にデータで提出された書類だけではありません。裁判を進めるうえで裁判所が作る様々な書類（裁判の当事者への呼出状や判決書など）も原則としてITを使って送られ、裁判所においてデータで保存されることになります。

### 2 保存された記録の閲覧などもITを使う

これまでは、裁判所に保管されている記録を見たり、コピーを取ったりしたい場合には、そのたびに裁判所に出向いて、手続きを取らなければなりませんでした。

これからは、裁判の当事者や、その裁判の内容に関係する人（利害関係のある人）であれば、裁判所に出向かなくても、パソコン端末を通じて、こうした手続きを取ることができるようになります。



## 第5 さいごに

社会全体にITが広まっていることを受けて、裁判のあり方も変わります。裁判を通じた紛争の解決が、より身近で、利用しやすいものになると良いと思います。

難しいな、分からないな、ということがあれば、ぜひお近くの弁護士にご相談ください。

# 各種法律相談のご紹介

2023.1.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。  
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！  
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)  
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

### ■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、  
原則第3土曜の午前も  
相談を実施中！  
予約は平日お電話で。

## 高齢者・障害者相談

無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスをいたします。  
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談時間 60分まで

### ■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行なっています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

## 犯罪被害者相談

初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

### ■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を

決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

## 交通事故相談

((公財)日弁連交通事故相談センター※)

無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。  
公益財団法人日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。  
※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松→掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせください。

## クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスをいたします。

■相談時間 30分間

### ■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時  
毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談

初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。  
■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。  
資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時  
当番弁護士・当番付添人についてのみ、  
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



## 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

## 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

## 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848